

●田（水稻）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	3,300 円	12,300 円	6,800 円
赤羽根地域	4,200 円	12,900 円	6,700 円
渥美地域	4,400 円	10,300 円	5,600 円
田原市平均			6,300 円

令和2年1～12月に締結された年間貸借料水準は、次の通りです。市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。（米などの収穫物による支払い案件は含まず／全案件のうち、平均額を大きく上回る、または下回る案件は除く）
※この貸借料はあくまで参考額です。実際の貸借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください

賃借料を決める目安に
農地の賃借料情報を提供します

●畑（ハウス敷地）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	28,000 円	140,800 円	71,900 円
赤羽根地域	22,300 円	120,000 円	55,100 円
渥美地域	39,000 円	217,400 円	108,100 円
田原市平均			84,500 円

●畑（普通畑）の部

(10a 当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	5,900 円	33,200 円	17,500 円
赤羽根地域	6,400 円	31,300 円	18,200 円
渥美地域	7,500 円	40,600 円	23,800 円
田原市平均			20,700 円

農地区分	許可の方針
市街化区域内	届出のみで可
第3種農地	原則許可
第2種農地	第3種農地でできない場合などは許可
第1種農地	原則不許可（ただし公益性の高い事業等は許可）
甲種農地	原則不許可（第1種農地より更に限定的な事業のみ許可）
農用地区域内	原則不許可

易
↑
↓
難

◆転用できる？できない？
農地転用許可制度は、優良農地を確保すること、農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としています。そのため、農地の立地（農地区分）によって許可の方針が変わります。

◆農地転用とは
現在の地目が農地（田・畑）である土地を別の用途にしようとすることを、「農地転用」といいます。農地転用は、事前に農地法の許可や届出が必要な行為です。

農地を別の用途に使う場合は許可
や届出が必要です

◆ご相談はお早目に
農地転用は、着工前に許可されている必要があります。申請から許可まで2カ月かかる場合があり、申請には何種類もの書類が必要なため手間がかかります。
個々の事情で許可の可否は変わりますので、農地を他の目的に利用したいときは、計画の早い段階で農業委員会事務局へご相談ください。



◆命令や罰則を受けることも
許可なく転用したり、事業計画通りに転用していなかったりすると、農地法違反となり、工事の中止や現状回復などの命令がされることがあります。
罰則の適用もあり、個人は3年以下の懲役または3百万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金が科せられます。

その他にも、周辺の農地や環境に悪影響を与えない計画であるか、確実に事業が実施されるかなど、可否の判断にはさまざまな基準があります。